

令和4年知多北部広域連合議会第2回定例会会議録目次

8月22日

会議録署名議員の指名	5
会期について	5
例月出納検査結果報告（3月分～6月分）	5
一般質問	5
令和3年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	10
令和3年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	10
知多北部広域連合公告式条例の一部改正について	16
知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について	18
令和4年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）	19
令和4年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	19

知多北部広域連合議会会議録（第78号）

1 招集年月日

令和4年8月22日（月） 午後2時00分

2 招集の場所

東海市しあわせ村 保健福祉センター（2階）講義室（議場）

3 応招議員（15人）

1番	加藤菊信	2番	佐藤友昭
3番	中村義幸	4番	秋葉みどり
5番	早川高光	6番	野北孝治
7番	森山守	9番	勝崎泰生
10番	藤井貴範	11番	伊藤清一郎
12番	林正則	13番	山下享司
14番	向山恭憲	15番	水野久子
16番	米村佳代子		

4 不応招議員（1人）

8番 国本礼子

5 開閉の日時

開会 令和4年8月22日 午後2時00分

閉会 令和4年8月22日 午後3時08分

6 出席議員

応招議員と同じである。

7 欠席議員

8番 国本礼子

8 職務のため議場に出席した議会事務局職員

事務局長 古川貴浩 書記 笠木綾子

9 説明のため議場に出席した者

広域連合長	花田勝重	副広域連合長	岡村秀人
副広域連合長	宮島壽男	副広域連合長	神谷明彦
選任副広域連合長	星川功	代表監査委員	田中奈美
会計管理者	吉田幸尚	事務局長	横井誠
総務課長	伊藤孝英	事業課長補佐	高島千晴

〈関係市町〉

東海市健康福祉監	小島久和	東海市高齢者支援課長	徳永龍信
大府市福祉部長	猪飼健祐	知多市福祉子ども部長	花井佳世
知多市長寿課長	松田朋子	東浦町ふくし課長	内田由紀子

10 議事日程

日程	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	報告 4	例月出納検査結果報告（3月分～6月分）	
4		一般質問	
5	認定 1	令和3年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	
6	” 2	令和3年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
7	議案 7	知多北部広域連合公告式条例の一部改正について	
8	” 8	知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について	
9	” 9	令和4年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）	
10	” 10	令和4年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	

11 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(8月22日 午後2時00分 開会)

議長（加藤菊信）

開会に先立ち、御報告申し上げます。

8番国本礼子議員から都合により本会議を欠席する旨の届出がありましたので、御報告申し上げます。

議長（加藤菊信）

定刻になりました。

ただいまの出席議員は15人で、定足数に達しております。

ただいまから令和4年知多北部広域連合議会第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

議長（加藤菊信）

会議に先立ち、広域連合長から挨拶をいただきます。

広域連合長（花田勝重）

皆さん、こんにちは。議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会が開かれるに当たり、一言挨拶をさせていただきます。

本日は、広域連合議会第2回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆さんにおかれましては大変お忙しい中御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今回の定例会におきましては、令和3年度決算の認定をはじめ条例案2件、令和4年度補正予算についての議案を提出させていただいております。

議案内容につきましては後ほど説明をいたしますが、何とぞよろしく御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（加藤菊信）

ありがとうございました。これより会議に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、13番山下享司議員、14番向山恭憲議員を指名いたします。

議長（加藤菊信）

日程第2、「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定しました。

議長（加藤菊信）

日程第3、報告第4号「例月出納検査結果報告（3月分～6月分）」を議題といたします。

本件は、監査委員から議長宛てにそれぞれ報告書が提出されておりますので、その写しの配付をもって報告とさせていただきます。

議長（加藤菊信）

日程第4、「一般質問」を行います。

先に配付いたしました一般質問通告者一覧に従い質問をしていただきます。

なお、質問時間は質問、答弁を含め1人30分以内となっておりますので、よろしく願いいたします。また、時間の確認音が10分前と5分前に鳴るようになっております。

それでは、3番中村義幸議員の発言を許します。

3番（中村義幸）

議長のお許しをいただきましたので、早速質問をさせていただきます。

まず、8月と2月に定例会がございますが、一般質問は申合せ事項として今回のみというふうにお聞きしたので、すみません、私、4月から議員になったばかりで本当に分からんことだらけですけれども、4つほど質問させていただきます。

まず、一番初めに事業所の指定申請についてということで、広域連合では、年に3回開催される運営協議会に合わせて指定申請が必要なために、1月と5月と9月の指定を取ろうとすると9か月前に事前相談を行わないと間に合わないというふうになっております。愛知県ですとか名古屋市などですと指定を取る大体2か月前の申請で可能というふうになっており、

また年4回の指定も行っております。例えば、18人未満のデイサービスなんかを運営していると思うと9か月前から空家賃を払って押さえておくというようなことをやりますと、中小のデイサービスを運営している方たちにとっては非常にハードルが高いような状態になっているというふうにお聞きしました。

今後の超高齢化社会に向けた環境整備において、広域連合も、2か月とは言いませんけれどももう少し短い期間で申請処理ができないかということをお聞きさせていただきます。

2番目に、介護保険負担割合証についてでございます。

利用者の負担割合証の確認作業が毎年ケアマネの大きな負担となっています。なぜならばといいますと、認知症高齢者あるいは独居の高齢者の方は郵便物が来ても紛失してしまったり片づけた場所が分からなくなったりしまして、届いた書類を一緒に家中捜索したり再発行の手続が必要となるというような例が多々あるというふうにお聞きしております。申請をすればケアマネ宛てに郵送してくれる場合もあるんですけども、負担割合証だけではなくて介護保険に関連する全ての書類が郵送されてきてしまい、かえって業務の負担が増大してしまうということをお聞きしています。

そこで、申請に応じて負担割合証と介護保険証だけ郵送してくれる、あるいはそのコピーだけを閲覧するような、そういう柔軟な対応ができないのかということで、2つ目の質問とさせていただきます。

3番目、認定調査の利用者データについてということで、大体3年から4年に、要支援1、2あるいは要介護1から5の介護度が一体どのように進んでいるかということで認定調査が行われていると思いますけれども、その調査専用のモバイルのパソコンを使用するために毎回ケアマネさんがこのしあわせ村まで出向いて、遠い方は東浦の方ですとか知多の南の方ですとか、東海市でも加木屋のほうですとかまあ距離があるんですけども、毎回出向いて利用者情報をアップロードあるいはダウンロードしている状態であります。IDやパスワードの管理などで個人情報を保護した上でのデータのやり取りに変更できないものか。

今どきですと、クラウドに上げて見るようなデジタル化がかなりいろんなところで進んでおります。当然、個人情報の取扱いも非常に大切になるかと思っておりますけれども、利用者さんから事前に委任状を頂くとかいろんな対応をしながら、今後のデジタル化をもっとスムーズにできないものかということで、方向性についてお伺いさせていただきたいと思っております。

4番目、認定調査データの印刷制限についてということで、同じく認定調査員に貸与されるモバイルのパソコンの認定調査情報に印刷制限がかかっている。ですから、パソコン上の画面を写メで撮るか画面を見ながら自分でメモを取って、その紙を見ながら認定調査に向かっているというようなのが現状でございます。ですから、利用者の状況など調査場所を紙ベースで持参した場合、ほとんど紙じゃないとやっぱり失礼になるものですから、パソコンを見ながらの調査というのはですね。そこで、使用後の廃棄などをケアマネに義務づけるなどして、せめて印刷制限を外して印刷だけできるとか、そういうようなことはできないのか。あるいは利用者状況のデータがモバイルのパソコンにない場合は広域連合へ問合せ、これは、ケアマネからありますとそういう場合はファクスで送ってくれるといったようなことが可能なので、それができるんだったら印刷制限も緩和できるんじゃないかなということで、以上

4つのことについて質問させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（加藤菊信）

答弁を求めます。

事務局長（横井 誠）

御質問の1番目、事業所の指定申請（地域密着型サービス）について、今後の超高齢者社会に向けた基盤整備においては、広域連合ももう少しスムーズな申請処理が必要なのではないかについてでございますが、介護保険法第78条の2で、指定地域密着型サービス事業者の指定を行おうとするときは、あらかじめ当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されております。そのため広域連合では、地域包括支援センター等運営協議会にて、地域密着型サービスの指定について事業者から開設に当たっての思い、設備整備や運営について直接説明を受け、委員の皆様よりサービスの質の確保、適正、公平かつ中立な運営の確保を図るために御意見をいただいております。また、関係市町からも設置に関する意見を述べていただき、合意形成も得ております。

新規指定の申請をされる多くの事業者は、初めての申請であることが多く不慣れなため、広域連合では事業者が安心して事業を行えるよう開所希望日を個別に確認し、書類の調整等事業者に寄り添った対応をしております。また、書類等の不備や修正が生じた場合にも事業者が対応できるスケジュールとしております。

なお、これまでに、新規に申請される事業者から期間短縮の要望は受けておりません。

今後も、指定した事業者が末永くこの地域で地域住民から愛され、介護の担い手としてサービスの質を確保しつつ、適正、公平かつ中立な運営ができるよう支援してまいります。

続きまして、御質問の2番目、介護保険負担割合証について、申請に応じて負担割合証と介護保険証だけ郵送してくれるなどの柔軟な対応はできないのかについてでございますが、介護保険関係書類送付先住所変更の登録を届け出ることにより、一部の関係書類の送付先をケアマネジャー宛てに変更することができ、受給者関係、納付関係、給付関係の3つの区分から選択し届け出ることができるようにしております。このうち受給者関係を選択することにより、負担割合証と要介護・要支援の認定の際に送付する介護保険被保険者証の送付先を変更することができます。

3つの区分から選択することで、ケアマネジャーが代行して手続が行いやすくなるように、関連書類として認定に関する通知及び負担限度額認定に関する通知も併せて変更する対応をしております。

なお、広域連合では、負担割合証や介護保険証を含む各文書の管理を正確に行うために、手作業ではなく介護保険システムを利用しております。

現在、国が進めているシステムの標準化、共通化においては、送付管理の動向について詳細な仕様が明らかになっておりませんので、今後も情報収集に努めてまいります。

続きまして、御質問の3番目、認定調査の利用者データについて、IDやパスワード管理

などで個人情報を保護した上でのデータでのやり取りに変更できないものか、今後のDX化の方向性についてはでございますが、個人情報保護の観点から、モバイルPCのデータのアップロード、ダウンロードは万全を期して、ネットワーク経由ではなく記録媒体を介して行うこととしております。

なお、個人情報が含まれる情報は、インターネットを利用したオンライン通信やインターネット上に保存しての利用は考えておりません。情報セキュリティポリシーを遵守して運営をしております。

今後のDX化の方向性につきましては、国が整備するガバメントクラウドや令和7年度のシステム標準化・共通化の動向を注視しながら検討を進めてまいります。

続きまして、御質問の4番目、認定調査データの印刷制限について、認定調査員に貸与されるモバイルPCの認定調査情報に印刷制限がかかっているが、印刷制限を外すことはできないのか、印刷制限をかける理由についてはでございます。個人情報保護の観点から、不特定多数の者が閲覧できる紙媒体への印刷は、個人情報の漏えいの危険性が高まるため現時点では考えておりません。

なお、利用者概況のデータがモバイルPCにない場合には、広域連合への問合せにより調査員の所属する事業所にファクスで概況のデータを送信しておりますが、あらかじめ氏名等の個人を特定する情報は除いて送信しており、情報の提供に配慮しております。

以上でございます。

議長（加藤菊信）

答弁が終わりました。

3番中村義幸議員、再質問、要望がありましたら発言を許します。

3番（中村義幸）

答弁ありがとうございました。

1番目について、個人の事業所さんには非常に丁寧で、9か月かかってもいいというようなことを聞いてはおりますが、会社組織等になりますと、この9か月は非常にハードルが高い、かえって知多北部に参入しにくいという話をよく聞いております。せめて今の9か月を6か月ですとか5か月に縮めることは不可能なんでしょうか、どうでしょうかということが一つ。

それから、4番目の認定調査のデータの印刷制限についてなんですけれども、個人情報が今のままで印刷制限を外すと、勘案すると個人情報が漏れやすいということはよく承知はできるんですけれども、事前に委任状ですとかそういう使用制限をかける等の約束事をやれば私は可能じゃないかと思えます。どうしても無理なんでしょうか。再質問はこの2つです。

議長（加藤菊信）

答弁をお願いします。

事務局長（横井 誠）

再質問の1点目、現在の状況では個人には丁寧ですけれども会社には厳しい状況であるため、5か月から6か月にでもいいので短縮できないかという御質問でございました。

こちらにつきましては、月単位での短縮というのは今のスケジュール、先ほども答弁で不慣れな事業者とお答えしましたが、新規に開設する事業者には開設に経験豊富な方だけでなく、全く初めてだと負担も増えるわけですから、事業者からもしっかりお話を聞いて、取りこぼしがないような対応をしておるといったところもあります。

その中で、短縮は月単位ではあれなんですけれども、完成度の高い提出書類とか、しっかりした人員確保の計画とか施設設計とか整っているようでしたら、多少ではありますが、スケジュールというのを短くすることは可能かと思っておりますが、御質問の5か月、6か月ということまでちょっと分からないかなというふうに思っております。

御質問の2点目の4番目の御質問の中の印刷につきまして、委任状等の利用で可能にはならないかというところの御質問でございます。

こちら先ほどの御答弁でもさせていただいたところではございますが、モバイルPCはやはり画面が小さいと見づらい等の制限もあるかと思っておりますので、紙でも利用したいというところは重々承知ではございますけれども、やはり個人情報を第一として考えておりますので、紙での出力というのは考えておりません。よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（加藤菊信）

答弁が終わりました。

中村義幸議員、要望がありましたら発言を許します。

3番（中村義幸）

それでは、要望を申し上げさせていただきます。

1番目につきましては、他の市町では2か月でできていると、短い期間でやってほしいという声も多数ございますので、ぜひ少しでも短くなるような御努力をお願いしたいと要望させていただきます。

3番目につきましては、認定調査は手間がかかるということで、今はどの業界も人手不足でございます。特にケアマネの作業というか労働は逼迫しているということで、調査したいけれどもこういう事情で調査を断るといったことも聞いております。このまま、今のまま同じ状態でやっていきますと調査が止まってしまうような危険性も私はあるところで聞いておりますので、ぜひ前向きに、IDやパスワードの管理などで、もっと手軽にできるような方向性で考えていただければと思います。

4番目につきましても、やっぱりファクスで送っていただくようなことができているということは、何らか考え方によっては柔軟に対応できるんじゃないかなというふうに思いますので、先ほども申し上げましたように、介護業界、人手も不足しておりますし、何よりも利用者さんにとってメリットが一番多くて、それを支える介護事業所で働く皆さんが仕事をよ

りやりやすく、より早く効率的にできるように行政サイドでお考えいただきたいなというふうに要望いたして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（加藤菊信）

以上で3番中村義幸議員の一般質問を終わります。

議長（加藤菊信）

続いて、日程第5、認定第1号「令和3年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第6、認定第2号「令和3年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の2議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程されました認定第1号及び認定第2号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、認定第1号「令和3年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、歳入は収入済額で、歳出は支出済額で、主たるものを申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず、歳入につきまして、10、11ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金35億442万3,000円は、広域連合規約に基づく関係市町からの負担金で、内訳といたしましては右側備考欄に記載のとおりでございます。

2款国庫支出金、1項1目国庫負担金8,055万1,050円は、低所得者保険料軽減負担金で、軽減額に対する2分の1の負担割合でございます。

3款県支出金、1項1目県負担金4,027万5,525円も低所得者保険料軽減負担金で、軽減額に対する4分の1の負担割合でございます。

2項1目県補助金75万9,000円は、低所得者利用者負担対策費補助金で、歳出の3款1項1目低所得者利用者負担対策事業費に対する4分の3の補助率となっております。

12、13ページをお願いいたします。

3項1目県委託金は、生活保護法に基づく介護認定に係る審査判定委託料で、実績はございませんでした。

4款財産収入、1項1目利子及び配当金1,791円は、財政調整基金の預金利子でございます。

5款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金1億550万2,550円は、当初予算の財源、低所得者保険料軽減に係る財源調整及び介護給付費不足分に充てるため、財政調整基金から繰り入れたものでございます。

2 項 1 目介護保険事業特別会計繰入金 1 億4,160万8,932円は、令和 2 年度介護保険事業特別会計の決算確定に伴い、介護給付費、地域支援事業費、事務費等の超過分を特別会計から繰り入れたものでございます。

6 款繰越金、1 項 1 目繰越金938万3,416円は、令和 2 年度決算額の確定により繰り越したものでございます。

7 款諸収入、1 項 1 目預金利子1,109円は、歳計現金等の預金利子でございます。

14、15ページをお願いいたします。

2 項 1 目雑入22万471円は、雇用保険被保険者負担金等でございます。

以上、歳入合計は38億8,272万6,844円でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

16、17ページをお願いいたします。

1 款 1 項議会費は86万3,397円で、執行率49.7%でございます。主な内容といたしましては、1 目 1 節報酬は関係市町選出議員16人分の報酬、8 節旅費は定例会及び臨時会の費用弁償、12節委託料は 3 回分の会議録作成委託料でございます。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費は38億4,947万9,967円で、執行率は99.4%でございます。主な内容といたしましては、1 節報酬は会計年度任用職員の報酬、2 節給料から 4 節共済費までは職員24人分の給料、手当等の人件費でございます。

18、19ページをお願いいたします。

7 節報償費は顧問弁護士及び法律相談時の弁護士の報償金、8 節旅費は会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償等、12節委託料は総合収納システム運営委託料等でございます。

20、21ページをお願いいたします。

27節繰出金33億9,598万4,275円は、備考欄に記載のとおり介護給付費、地域支援事業費、事務費分及び低所得者保険料軽減分の特別会計への繰出金でございます。なお、財源は、関係各市町からの負担金並びに低所得者保険料軽減分の国・県負担分でございます。

2 目財政調整基金915万8,756円は、前年度繰越金等915万8,000円を増額補正し、預金利息分を含め積み立てたものでございます。

2 項 1 目選挙管理委員会費は市町各 1 名選出の計 4 人の選挙管理委員の報酬、3 項 1 目監査委員費は監査委員 2 人分の報酬が主なものでございます。

3 款事業費、1 項 1 目低所得者利用者負担対策事業費101万2,954円は、社会福祉法人利用者負担軽減補助金が主なものでございます。

22、23ページをお願いいたします。

4 款公債費の執行はございませんでした。

5 款予備費の執行もございませんでした。

以上、歳出合計は38億6,078万3,464円で、執行率は99.4%ございました。

続きまして、24ページの実質収支に関する調書について御説明申し上げます。

1 の歳入総額は38億8,272万6,844円、2 の歳出総額は38億6,078万3,464円で、3 の歳入歳出差引額は2,194万3,380円となり、4 の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5 の実質収支額は2,194万3,380円でございます。この実質収支額の 2 分の 1 の1,097万1,690円

を地方自治法第233条の2及び知多北部広域連合財政調整基金条例第3条の規定により、財政調整基金繰入額といたしました。

続きまして、財産に関する調書について御説明申し上げます。

26ページをお願いいたします。

1の物品で自動車及び取得価格が単品100万円以上のものについて、令和3年度中増減はなく、決算年度末現在高といたしましては自動車7台及び介護保険給付適正化システム一式でございます。

2の基金につきましては、(1)の財政調整基金は、決算年度中に積立分と取崩し分の差引額8,696万円減少し、年度末現在高は1億4,154万7,000円でございます。

(2)の介護給付費準備基金は、決算年度中に積立分と取崩し分の差引額2億6,103万4,000円減少し、年度末現在高は17億4,134万6,000円でございます。

以上で一般会計歳入歳出決算認定の説明を終わります。

続きまして、認定第2号「令和3年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、一般会計同様、歳入は収入済額で、歳出は支出済額で主たるものを申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、12、13ページをお願いいたします。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は、予算現額56億5,953万6,000円に対し、調定額57億5,825万5,100円、収入済額56億9,332万7,900円で、調定に対する収納率は98.9%でございます。

また、介護保険法第200条該当による時効により、460人分1,867万9,800円を不納欠損処分いたしまして、保険料の収入未済額は4,624万7,400円でございます。

なお、1節現年度分特別徴収保険料の278万1,500円の減額は、特別徴収分の未還付額でございます。

2款国庫支出金は47億9,225万3,537円で、1項1目介護給付費負担金並びに2項2目及び3目の地域支援事業交付金は、それぞれ介護給付費及び地域支援事業費に対する国の法定負担分でございます。

2項1目調整交付金は、全国ベースで調整され、保険給付費の1.3%の交付率で交付されたものでございます。

14、15ページをお願いいたします。

2項4目保険者機能強化推進交付金4,693万8,000円は、市町による高齢者の自立支援・重度化防止等の取組を支援するため交付されたものでございます。

5目介護保険保険者努力支援交付金4,749万7,000円は、介護予防・健康づくりに資する取組に活用するため交付されたものでございます。

6目事業費補助金146万6,000円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修に対する補助金でございます。

7目介護保険災害等臨時特例補助金36万3,000円は、新型コロナウイルス感染症により収入が減少した被保険者に対する保険料減免措置を行ったことへの国からの財源補填でございます。

ます。

8目重層的支援体制整備事業交付金9,539万6,000円は、東海市と大府市の事業実施に係る交付金でございます。

3款支払基金交付金60億3,441万3,922円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する第2号被保険者負担分の保険料相当額として、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

4款県支出金33億4,542万4,444円は、介護給付費、地域支援事業費及び重層的支援体制整備事業に対する県の法定負担分でございます。

16、17ページをお願いいたします。

5款財産収入135万8,822円は、介護給付費準備基金の利子でございます。

6款繰入金は39億869万2,275円で、給付費等に係る市町負担分を一般会計から繰り入れた一般会計繰入金と1款保険料収入の不足分を基金から繰り入れた基金繰入金でございます。

18、19ページをお願いいたします。

7款繰越金5億857万4,392円は、令和2年度決算における繰越金でございます。

8款諸収入447万4,160円の主なものは、保険料納付の遅延による延滞金、歳計現金の預金利子、交通事故等による第三者行為の損害賠償金でございます。なお、雑入のところで収入未済額118万7,533円が生じておりますが、これは不正請求に対する介護給付費等の返還請求分の年度末残高でございます。

以上、歳入合計は242億8,851万9,452円、不納欠損額1,867万9,800円、収入未済額4,743万4,933円でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

22、23ページから24、25ページまでが1款の総務費となります。

それでは、22、23ページをお願いいたします。

1款総務費は2億559万1,870円でございます。主なものは、介護保険システムの借上料など介護保険事業に係る電算システムの維持管理費用、保険料のコンビニ収納などに係る手数料、認定審査会委員の報酬、主治医意見書作成手数料及び介護認定調査委託料でございます。

24、25ページ下段から30、31ページの上段までが2款の保険給付費になります。

それでは、24、25ページをお願いいたします。

2款保険給付費215億3,468万6,815円は、要介護と認定された被保険者への保険給付費で、前年度と比較して6億5,787万941円、3.2%の増加でございます。

30、31ページの中段から32、33ページの下段までが3款の地域支援事業費になります。

それでは、30、31ページをお願いいたします。

3款地域支援事業費11億8,103万2,944円は、要支援と認定された者への保険給付費で、前年度と比較して5,958万5,278円、5.3%の増加でございます。

32、33ページの下段をお願いいたします。

4款保健福祉事業費1億424万4,000円は、令和2年度に交付された保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の同額を保健福祉事業支援交付金として関係市町に交付したものでございます。

34、35ページをお願いいたします。

5款基金積立金2億5,167万4,119円は、令和2年度決算に伴う繰越分から国・県などへの返還金などを差し引いた第1号被保険者の保険料を財源とした剰余金などを積み立てたものでございます。

6款諸支出金は2億7,405万8,317円で、過年度分に係る保険料の払戻金、保険料払戻金に係る還付加算金、国・県負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付への返還金でございます。

7款予備費は、5款1項1目介護給付費準備基金積立金の24節積立金に27万円、6款1項1目介護保険料還付金の22節償還金、利子及び割引料に1万1,000円を充用しております。

以上、歳出合計は235億5,128万8,065円でございます。

続きまして、実質収支に関する調書について御説明申し上げます。

36ページをお願いいたします。

1の歳入総額は242億8,851万9,452円、2の歳出総額は235億5,128万8,065円で、3の歳入歳出差引額は7億3,723万1,387円となり、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額は7億3,723万1,387円ございました。

以上で、令和3年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。

認定第1号及び認定第2号につきましては以上でございます。

議長（加藤菊信）

引き続き、代表監査委員から決算審査結果の報告をいただきます。

代表監査委員（田中奈美）

代表監査委員の田中でございます。

議長からお許しをいただきましたので、令和3年度決算審査の実施結果につきまして補足説明をさせていただきます。

令和4年7月20日に林正則委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から審査に付されました令和3年度知多北部広域連合一般会計及び介護保険事業特別会計の歳入歳出につきまして決算審査を行いました。

審査に当たりましては、提出されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき、その計数の正否について確認するため、関係帳簿等を審査するとともに、予算執行につきまして地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条の規定の本旨に基づいて執行されているかについて特に配慮をしつつ、関係職員の出席、説明を求めて実施いたしました。

審査の結果、お手元でございます決算審査意見書に記載しておりますように、関係書類につきましては地方自治法施行規則に定められました様式に従っており、計数においては決算を適正に表示しているものと認められ、また、予算執行についても地方自治法及び地方財政法の規定の本旨に沿って行われており、目的はおおむね達成されたものと認められました。

以上、簡単ではありますが、決算審査の結果報告の補足説明とさせていただきます。

議長（加藤菊信）

これより一括質疑に入ります。

お手元に配付いたしました議案質疑の通告一覧の順序に従い、質疑をしていただきます。

10番藤井貴範議員の発言を許します。

10番（藤井貴範）

それでは、認定第2号の介護保険事業特別会計について3点質問させていただきます。

1点目は、歳入12、13ページの1款1項1目3節の滞納繰越分保険料について、不納欠損額の詳細と削減に向けた取組についてお聞きいたします。

2点目、歳入の20、21ページの8款3項1目1節の第三者納付金、詳細についてお聞きいたします。

3点目、歳出の26、27ページ、2款1項5目18節の居宅介護サービス計画給付費で予算流用の理由について、以上3点お願いいたします。

事業課長補佐（高島千晴）

御質問の1点目、歳入1款1項1目3節滞納繰越分保険料、不納欠損額の詳細と削減に向けた取組についてでございますが、不納欠損額は460人で1,867万9,800円です。内訳でございますが、令和元年度分399人で1,725万4,200円、平成30年度分40人で104万4,000円、平成29年度分以前は21人で38万1,600円となっております。

不納欠損の理由としましては、納付義務者に資力がないことや所在不明等でございます。

不納欠損額の削減に向けた取組といたしましては、事業課職員を中心に滞納整理事務を進めており、実際に対面し、丁寧に説明することによって滞納者への納付勧奨を行っております。さらに、強化月間を設けて集中的に滞納整理を実施しており、その際は各市町の介護保険担当課の職員も同行しております。また、コンビニエンスストアでの支払いを可能にすることにより、平日の日中での納付が困難な被保険者や金融機関が遠い被保険者に対して納付の利便性を向上させております。なお、コンビニエンスストアでの収納状況でございますが、平成28年度の開始当初は普通徴収に占める割合は32.7%でしたが、42.3%に増加しています。

加えて、一括での納付が困難な方に対して、個々の収入の状況に応じて分納による納付の相談にも対応しております。

御質問の2点目、歳入の8款3項1目1節、第三者納付金の詳細についてでございますが、第三者納付金は、交通事故による第三者行為の損害賠償金によるもので、過去の実績や推移などを勘案し、予算計上しております。当初予算では2件で100万円と見込んでおりましたが、実績では2件210万1,826円の納付があったものでございます。

御質問の3点目、歳出2款1項5目18節居宅介護サービス計画給付費、予算流用の理由についてでございますが、過去の実績や推移などを勘案し、予算計上しております。居宅介護サービス計画給付費は、サービスを利用する方の介護度によって単価が異なります。当初予算では1人当たり1万4,754円と見込んでおりましたが、実績では1万5,118円となったため

でございます。

以上でございます。

議長（加藤菊信）

答弁が終わりました。

藤井議員、再質問がありましたらお願いします。

10番（藤井貴範）

特にございません。

議長（加藤菊信）

以上で10番藤井貴範議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定と決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、認定第1号「令和3年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定と決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、認定第2号「令和3年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定されました。

議長（加藤菊信）

日程第7、議案第7号「知多北部広域連合公告式条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程されました議案第7号「知多北部広域連合公告式条例の一部改正について」

御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、条例の公布等に係る掲示場所を広域連合事務所前掲示場の1か所に統合するとともに、広域連合長の定める規則等の公布方法を署名方式から記名方式に変更等するため、改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表を御覧ください。

第2条は掲示場の統合で、条例の公布に係る掲示場を現行の5か所から広域連合事務所前掲示場の1か所に変更するもの、第3条は規則に関する準用に関する規定の整備で、規則の公布方法を署名方式から記名方式に変更するもの、第4条は字句の整理、第5条はその他の規則及び規程の公表に関する規定の整備で、広域連合長の定める規則と同様に、議会の会議規則、傍聴規則その他広域連合長を除く広域連合の機関の定める規則の公布方法を署名方式から記名方式に変更等するものでございます。

附則は施行期日で、この条例は令和4年9月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。

10番藤井貴範議員の発言を許します。

10番（藤井貴範）

1点お願いいたします。

各市町の掲示場への掲示は削減されるようですが、これに対する代用の方法についてをお聞きいたします。

総務課長（伊藤孝英）

御質問の各市町の掲示場への掲示を削減することに対する代用方法についてでございますが、近年インターネットに接続できる環境が整ってきており、インターネットから容易に情報を入手することができます。そこで、各市町の掲示場に代わる新たな手段といたしまして、知多北部広域連合ホームページに掲示場に掲示する内容を掲載することにより、掲示場に足を運ぶことなく内容を閲覧することができ、結果として住民サービス向上につながるものと考えており、施行期日に合わせて準備をしているところでございます。

以上でございます。

議長（加藤菊信）

答弁が終わりました。

藤井議員、再質問はありませんか。

10番（藤井貴範）

再質問はありません。ありがとうございました。

議長（加藤菊信）

以上で10番藤井貴範議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第7号「知多北部広域連合公告式条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議長（加藤菊信）

日程第8、議案第8号「知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程されました議案第8号「知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について」御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止並びに統計法の一部改正に伴い、引用法律等を変更するため、改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表を御覧ください。

第2条第3号の改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、引用法律を個人情報の保護に関する法律に変更するもの、同条第9号の改正は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、引用法律を同じく個人情報の保護に関する法律に変更するもの、第44条の改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、引用法律を個人情報の保護に関する法律に変更するもの、第52条の改正は、統計法の一部改正に伴い、引用条項を変更するものでございます。

附則は施行期日で、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号「知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議長（加藤菊信）

日程第9、議案第9号「令和4年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第10、議案第10号「令和4年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程されました議案第9号及び議案第10号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第9号「令和4年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

補正額といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,052万6,000円を追加し、予算の総額を40億983万6,000円とするものでございます。

歳入から御説明申し上げます。

8、9ページをお願いいたします。

2款国庫支出金、1項1目国庫負担金は、令和3年度低所得者保険料軽減負担金の決算額確定に伴い、国負担分247万3,000円の追加交付を受けるものでございます。

3款県支出金、1項1目県負担金は、2款国庫支出金と同様に、令和3年度低所得者保険料軽減負担金の県負担分123万7,000円の追加交付を受けるものでございます。

5款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、一般職の給与不足分、介護保険システム改

修費用の不足分及び特別会計の令和3年度決算に伴う負担金の精算により、不足となった低所得者保険料軽減分の財源とするため基金を取り崩すもので、230万円を増額するものでございます。

2項1目介護保険事業特別会計繰入金は、同じく令和3年度決算に伴う負担金の精算により、特別会計から一般会計へ繰り入れるもので、1億5,554万4,000円を増額補正するものでございます。

6款繰越金、1項1目繰越金は、一般会計の令和3年度決算に伴い、繰越額が確定したため、897万2,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

10、11ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費は、一般職の給与が当初の見込みより新規派遣された職員の給与月額が高かったことにより116万8,000円を増額するもの、関係市町へ支払う介護保険事業特別会計精算返還金として1億5,407万8,000円を計上するもの、また、事務費繰出金及び低所得者保険料軽減繰出金として484万2,000円を増額するものでございます。

2目財政調整基金費は、繰越金1,043万8,000円を増額補正し、財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上で、一般会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

続きまして、議案第10号「令和4年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算は令和3年度決算に伴う繰越金及び事業費精算等で、補正額といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億4,341万4,000円を追加し、予算の総額を253億5,156万4,000円とするものでございます。

歳入から御説明申し上げます。

8、9ページをお願いいたします。

1款保険料において、当初の見込みよりも減免措置を受けた低所得者が増加したため、現年度分特別徴収保険料30万4,000円を減額するものでございます。

次に、2款国庫支出金、2項6目重層的支援体制整備事業交付金は、令和3年度事業費確定に伴い、交付金の追加を受けるため、95万7,000円を計上するものでございます。

同じく2項7目事業費補助金は、システム改修に係る費用に介護保険事業費補助金を充てるため、252万2,000円を計上するものでございます。内訳は、令和4年10月からの介護報酬改定等に対応するために補助率2分の1の105万6,000円、特定個人情報データ標準レイアウト改版分として補助率3分の2の146万6,000円でございます。

次に、5款財産収入、1項1目利子及び配当金は、当初の見込みより介護給付費準備基金の利率が高かったため、16万1,000円を増額するものでございます。

次に、6款繰入金、1項4目事務費繰入金は、先ほど御説明いたしました介護報酬改定等に対応するためのシステム改修に係る費用のうち、一般会計負担分105万6,000円を増額し、補うものでございます。

同じく1項5目低所得者保険料軽減繰入金は、対象被保険者が当初の見込みより増加した

ため現年度分といたしまして30万4,000円を増額するとともに、令和3年度事業費確定に伴い、過年度分として348万2,000円を計上し、一般会計を通じて国・県からの支出金の追加交付を受けるものでございます。

10、11ページをお願いいたします。

次に、7款繰越金、1項1目繰越金は、令和3年度決算の確定に伴い、7億3,523万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

12、13ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、介護保険事業費補助金の充当先で介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料211万2,000円を増額するものでございます。

次に、5款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は、令和3年度保険給付費、地域支援事業及び保険料収入の確定に伴い、前年度繰越金に含まれる保険料等を基金に積み立てるもので、基金利子分16万1,000円、保険料分3億661万8,000円、低所得者保険料軽減分348万2,000円を合わせた3億1,026万1,000円を増額するものでございます。

次に、6款諸支出金、1項3目償還金は、保険給付費の確定に伴う国庫支出金等過年度分返還金で、2億7,549万7,000円を計上するものでございます。

同じく2項繰出金、1目一般会計繰出金は、令和3年度の市町負担金の精算に伴い、一般会計繰出金として1億5,554万4,000円を計上するものでございます。

内訳は、介護給付費分8,116万1,000円、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業分1,354万円、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業分772万円、低所得者保険料軽減分41万円、事務費精算分5,124万7,000円でございます。

また、先ほど歳入で御説明いたしました2款2項7目の介護保険事業費補助金をシステム改修費に充てることにより146万6,000円が余剰となるため、一般会計に繰り出し、財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上で介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

議案第9号及び議案第10号につきましては以上でございます。

議長（加藤菊信）

これより一括質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

初めに、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第9号「令和4年度知多北部広域連合一般会計補正予算(第1号)」は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第10号「令和4年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

議長(加藤菊信)

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

広域連合長より発言の申出がありますので、これを許します。

広域連合長(花田勝重)

議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会の定例会の閉会に当たり一言挨拶をさせていただきます。

今回の定例会におきまして、令和3年度決算の認定をはじめ各条例案、令和4年度補正予算の議決をいただきましたこと、まずもってお礼申し上げます。

議決をいただきました内容につきましては、職員一同、十分心して取り組み、今後も介護保険の広域的運営のメリットを生かし、よりよい運営を目指してまいりますので、議員の皆様におかれましては引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。

議長(加藤菊信)

これをもちまして、令和4年知多北部広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

(8月22日 午後3時08分 閉会)

この会議録は、書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 (1番) 加 藤 菊 信

議 員 (13番) 山 下 享 司

議 員 (14番) 向 山 恭 憲